

## I 投開票速報の概要

県委員会は、県議選の結果を速やかに選挙人に知らせるため、市町委員会及び報道機関の協力のもとに、報道機関に対して速報を行うものとする。

### 1 速報の方法等

#### (1) 投票状況中間速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、投票状況中間速報時刻表（別表第1。P4）に定める時刻に、パソコンネットワークにより速報を行うこと。
- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう、態勢を整えておくこと。

#### (2) 投票状況確定速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、確定次第直ちに、パソコンネットワーク及びフアクシミリにより、速報を行うこと。
- ②速報担当者は、確定後直ちに送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ③フアクシミリによる速報については、県議会議員選挙投票状況確定速報票（第1号様式。P13）を使用すること。

#### (3) 開票状況中間速報、開票状況確定速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、パソコンネットワーク及びフアクシミリにより、次のとおり速報を行うこと。

開票状況中間速報		開票状況確定速報	
パソコンネットワーク	フアクシミリ	パソコンネットワーク	フアクシミリ
開票状況中間速報時刻表（別表第2。P7）に定める時刻により行うこと。		確定次第直ちにを行うこと。	

- ②速報担当者は、確定後直ちに送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ③フアクシミリによる速報に使用する様式については、県議会議員選挙開票状況中間速報票（第2号様式。P15～23）、県議会議員選挙開票状況確定速報票（第3号様式。P33～41）を使用すること。
- ④市町委員会の速報担当者は、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会から連絡があるまでは待機すること。

#### (4) その他

県委員会において受信するフアクシミリ 3台（代表方式）  
代表番号 087-835-8544  
市町委員会は、あらかじめ短縮ダイヤルとして登録する等の準備をしておくこと。

## II 投票状況速報

### 1 投票状況中間速報

#### (1) 投票状況中間速報

市町委員会のうち、高松市にあっては標準的な5投票区、その他の市町にあっては標準的な2投票区を抽出して、投票状況をパソコンネットワークにより県委員会へ速報すること。  
なお、抽出する投票区は、原則として各選挙同じ投票区とすること。

#### ① 速報事項

パソコンネットワークによる報告。

#### ② 速報指定時刻

投票状況中間速報時刻表(別表第1。P4)による。

#### ③ 発表

県委員会は、県議会議員選挙投票状況中間速報集計表(第1号様式、P10～P11)により集計し、各速報指定時刻の30分後に抽出投票区の平均投票率(P10参照)を、20時現在については1時間以内に県全体の推計投票率(P11参照)をそれぞれ発表する。

#### (2) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況中間速報に異動を生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。(基本的には、パソコンネットワークを修正した後、確認のため速報票(FAX票)(修正用様式、P12)に見え消し修正し、FAXで送信する。)

この場合の電話は、087-832-3095を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。

※今回から、投票状況中間速報の速報票(FAX票)は廃止しておりますが、異動が生じた場合は、目視での確認のため速報票(FAX票)(修正用様式、P12)の見え消しを送信していただきます。

※県委員会の報道提供前の修正であれば、特に速報票(FAX票)での修正を求めない場合があります。

### 2 投票状況確定速報

#### (1) 投票状況確定速報

市町委員会は、投票状況確定結果をとりまとめ、パソコンネットワーク及びびフアクシミリにより報告すること。

#### ①速報事項

県議会議員選挙投票状況確定速報票(第1号様式、P13)のとおり。  
パソコンネットワークによる報告。

#### ②速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びびフアクシミリにより直ちに速報を行うこと。

#### ③発表

県委員会は、全市町が確定次第、県議会議員選挙投票状況確定速報集計表(第2号様式、P14)により集計し、発表するものとする。

#### (2) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況確定速報に異動を生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。(基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票(FAX票)の修正箇所<sup>二</sup>重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。)

この場合の電話は、087-832-3095を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。

※基本的に修正を行わないように、パソコンネットワーク及びびフアクシミリに入力後、確認してから送信すること。

#### (3) その他

市町委員会からなされた速報の内容に関して、県委員会から電話照会することがあるので、市町委員会の速報担当者には、投票状況確定速報の報告を終えた後も待機しておくこと。

※市町委員会における報道機関への投票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表(個別取材を含む。)は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

## Ⅲ 開票状況速報

### 2 開票状況確定速報

#### (1) 開票状況確定速報

開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うこと。

##### ①速報事項

県議会議員選挙開票状況確定速報票（第3号様式、P33～41）のとおり。  
パソコンネットワークによる報告。

##### ②速報指定時刻等

確定後、パソコンネットワーク及びファクシミリにより直ちに速報を行うこと。

##### ③発表

県委員会は、選挙区内の全市町が確定次第、県議会議員選挙開票状況確定速報集計表（第4号様式、P42～50）により集計し、発表する。

#### (2) 発表後に異動が生じた場合

市町委員会は、開票状況確定速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話は、087-832-3099を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。

※基本的に修正を行わないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認してから送信すること。

#### (3) その他

開票状況確定速報が終わった市町委員会は、以後の速報は打ち切れるものとするが、市町委員会の速報担当者は、県委員会からの連絡があるまでは待機すること。

※市町委員会における報道機関への開票状況の発表は、県委員会への報告終了後に、当該報告分について発表することは差し支えないが、報告前の発表（個別取材を含む。）は行わないよう注意すること。

また、県委員会への報告終了後、当該報告分について、報道機関からその写しを求められるケースが考えられるため、可能な範囲で便宜を図ること。

#### 1 開票状況中間速報

##### (1) 開票状況中間速報

市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況を報告すること。

##### ① 速報事項

県議会議員選挙開票状況中間速報票（第2号様式、P15～23）のとおり。

パソコンネットワークによる報告。

##### ② 速報指定時刻等

開票状況中間速報時刻表（別表第2。P7）による。

##### ③ 発表

県委員会は、県議会議員選挙開票状況中間速報集計表（第3号様式、P24～32）により集計し、各速報指定時刻の30分後に発表する。

#### (2) 速報後に異動が生じた場合

市町委員会は、投票状況中間速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。（基本的には、パソコンネットワークを修正した後、送信した速報票（FAX票）の修正箇所にも二重線をし、修正後の数値を手書きし、FAXで送信する。）

この場合の電話は、087-832-3099を使用すること。

また、県委員会は、報道機関に理由を説明する必要があることから、修正理由を報告すること。

※基本的に修正を行わないように、パソコンネットワーク及びファクシミリに入力後、確認してから送信すること。

